

【第 1 章】はじめに

【1-1】計画の背景

(1) 景観の重要性

景観は、海や山、河川などの自然景観をはじめ、市街地景観、田園景観、歴史的景観、沿道景観、眺望など多種多様な要素から成り立っています。そのため、景観は、観光、教育、歴史、文化、産業振興、福祉など多様な視点から捉えることが可能です。

人口減少、少子高齢化社会において都市のあり方が変化しており、テレワークの進展とともに都市圏から地方への移住ニーズも高まっている一方、古い住宅や店舗の活用が進まず景観の悪化が進むことも考えられます。

こうした社会状況の変化の中で、暮らしたい・暮らし続けたい・訪れたい都市を目指すためには、地域の魅力の向上や、個性を引き出し伸ばすことが不可欠です。地域の特徴ある景観や、地域を物語る景色や風景を守り・創り・育む「景観まちづくり」は、今後ますます重要になってきています。

(2) これまでの取り組み

本市には、日本最大級の砂丘として知られる鳥取砂丘をはじめ、紺碧の日本海や湖山池、白兎海岸の美しい海浜、清らかな流れの千代川、市街地にそびえる久松山など、水と緑豊かな自然景観を多数有しています。また、山城の鳥取城跡、鹿野城下町、因幡国庁跡など、多くの歴史的・文化的景観が当時の面影を残しています。

本市では、これらの個性あふれる資源を次の世代へ伝えていくため、平成 12 年に旧鳥取市景観形成条例を制定しました。また、県より大規模行為の届け出事務の移管を受け、届出審査を開始しました。その後、平成 16 年に景観法が制定されると、平成 18 年には景観行政団体となり、新条例の制定及び景観計画の審議を経て、平成 20 年 3 月に景観まちづくりの指針となる「鳥取市景観計画」を策定しました。

鳥取市の景観制度の経過

平成 12 年 12 月	旧鳥取市景観形成条例制定
平成 13 年 10 月	県より大規模行為の届け出事務の移管を受け届出審査を開始
平成 16 年 6 月	国が景観法制定
平成 18 年 6 月	鳥取市が景観行政団体となる
平成 18 年 10 月	鳥取市景観形成審議会において、新条例制定及び景観計画の策定審議がはじまる
平成 19 年 10 月	鳥取市景観形成審議会において景観計画の審議終了
平成 20 年 3 月	鳥取市景観形成条例の全部改正（施行 3 月 25 日）
平成 20 年 10 月	大規模行為の届け出を終了し、新たに景観法に基づく行為の届出審査を開始
平成 24 年 10 月	鳥取市屋外広告物条例の施行により、景観計画の一部改正（施行 11 月 1 日）

【1-2】計画改定の目的と視点

(1) 計画改定の目的

前回計画は、本市の特性を活かした良好な景観形成に寄与し、一定の実績と成果を上げてきました。しかし、策定から15年以上が経過し、これまでの取組が有効であったのか、しっかり検証を行う必要があります。

また、景観をとりまく社会情勢等は大きく変化しており、新たな取組に対応していくためには、本市の実情に合った施策へ見直す必要があります。このため、計画改定の視点を踏まえ、後世に継承すべき美しい本市の景観の形成に資することを目的とします。

なお、本計画は、本市の良好な景観形成を総合的かつ計画的に推進するため、景観形成の将来像や目標、方針、行為の制限事項、景観資源等の保全・活用事項等、実現に向けた取組等を示し、市民、事業者、行政等の景観に関する行動の指針となるものとします。

(2) 計画改定の視点

視 点	内 容
上位・関連計画の改定策定との整合	前回計画策定後に市の上位計画である「総合計画」、関連計画である「都市計画マスタープラン」、「緑の基本計画」、「環境基本計画」等が策定されていることから、将来像や施策等との整合を図ります。
各種会議で前回計画に記載のないものへの対応	前回計画策定後に景観形成審議会や議会で議論された内容など、前回計画に記載のない項目について、追加、修正等を行います。
市民意向調査 ワークショップ 事業者ヒアリング	市民、事業者等の意見として、調査結果を反映します。